

仙台トヨペット株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育ての両立を図り、全ての社員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和2年8月1日～令和7年7月31日までの5年間

2. 内容

目標1： 期間内の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間平均7日以上とする。

<対策>

令和2年8月～ 所属別年次有給休暇取得状況を社内展開し、社員の意識改革を図る。

目標2： 全社員の所定外労働時間を1人当たり年間平均15時間以内とする。

<対策>

令和2年8月～ 社内会議及び社内イントラを通じ継続的に時間外労働の削減を周知し圧縮を図る。

目標3： 妊娠中や育休復帰後の女性社員に対し、時短勤務制度を積極的に推進する。

<対策>

令和2年8月～ 出産・育休復帰者が相談しやすい環境整備と対象者の状況に合わせた勤務時間を推奨する。

以上